

令和8年度瀬戸まちの課題解決応援補助金 募集要項

「まちの課題解決」に取り組みませんか？
瀬戸のまちを元気にする活動を応援します！

瀬戸市における社会課題の解決を目指す公益活動を支援するために、補助金を交付します。
瀬戸をより暮らしやすいまちにするための自由で自発的なアイデアをお待ちしています！！



【目次】

- 1 募集内容 P. 2
- 2 対象団体 P. 3
- 3 対象事業 P. 3
- 4 経費 P. 4
- 5 審査方法 P. 5
- 6 スケジュール P. 6～7
- 7 Q&A P. 8

☆問い合わせ先☆

瀬戸市 市民生活部 多様性協働課 多様性協働係
〒489-0044 瀬戸市栄町45番地 パルティセと3階
電話：97-1336 FAX：97-1332
Mail：tayosei@city.seto.lg.jp

※ この事業は、瀬戸市議会令和8年3月定例会において、令和8年度当初予算が議決されることが前提であり、議決されなかった場合は施行を中止します。
また、補助金の上限金額については、変更となる場合があります。

1 募集内容

「はじめの一步活動」部門	
概 要	新たな団体として、まちの課題解決のための活動を開始する市民活動団体を支援します。 ※ 「1回目の申請時に活動開始後3年以内の団体」が対象です。
テ ー マ	自由なテーマで申請してください。
補助金額	上限8万円（交付率9／10） ※ 補助金額の上限は変更となる場合があります。
補 助 団 体 数	上限なし
申請回数 の 上 限	1団体連続2年間まで申請可 ※ 毎年度、申請が必要です。

「テーマ型協働活動」部門		
概 要	市が提案した社会課題のテーマに対し、自由なアイデアで市との協働による課題解決に取り組む市民活動団体を支援します。	
テ ー マ	令和8年度 テーマ名	協働相手となる担当課
	A「市内の魅力ある空き家発掘プロジェクト」	都市計画課
	B「若者の投票率向上のための選挙啓発活動」	行政課
	C「誰もがこれまで以上にごみの減量・分別に取り組める持続可能なまちづくり」	環境課
	A～Cのいずれかのテーマを選択し、自由なアイデア・手法をご提案ください。 担当課と協働で、課題解決に取り組んでいただきます。 ※ テーマの詳細は、別紙「令和8年度社会課題テーマ概要」をご確認ください。	
補助金額	上限30万円（交付率最大10／10）※ 補助金額の上限は変更となる場合があります。	
補 助 団 体 数	1テーマあたり1団体まで	

2 対象団体（申請できる団体の条件）

営利を目的とするものでなく、次のすべての要件に該当する特定非営利活動法人又は法人格のない任意団体であること。

- (1) 定款、規約、会則等を有していること。
- (2) 5人以上で構成され、1人以上が市内在住であること。
- (3) 団体の活動範囲に瀬戸市が含まれること。
- (4) 暴力団又はそれに類する団体でないこと。

3 対象事業（申請できる事業の条件）

(1) 以下の分野のいずれかに該当する事業であること。

1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	11 国際協力の活動
2 社会教育の推進を図る活動	12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
3 まちづくりの推進を図る活動	13 子どもの健全育成を図る活動
4 観光の振興を図る活動	14 情報化社会の発展を図る活動
5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	15 科学技術の振興を図る活動
6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	16 経済活動の活性化を図る活動
7 環境の保全を図る活動	17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
8 災害救援活動	18 消費者の保護を図る活動
9 地域安全活動	19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	20 前各号に掲げるもののほか、市長が認める活動

(2) 瀬戸市における社会課題の解決を図るための事業であること。

(3) 効果が広く市内に及ぶ事業であること。

(4) 不特定多数の市民の利益の増進に寄与する非営利の事業であること。

(5) 交付決定の日から翌年2月末日までの期間に実施する事業であること。

(6) 国・県・市及び公益法人から他の補助金が交付されていない事業であること。
ただし、申請事業と他の補助金とが会計上、明確に区分できる場合は除きます。

(7) 新規の事業であること。

(8) 特定の思想、政治又は宗教的な内容を含む事業でないこと。

※ 申請できる事業は1団体につき1事業に限ります。

4 経費

費目	補助対象経費（例）	補助対象とならない経費
使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場使用料 ・ 物品等のレンタル料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の事務所等を維持するための経費（団体の事務所の家賃や光熱費）
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ コピー代 ・ 事務用品 ・ 材料費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体ユニフォーム ・ 必要以上の消耗品
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント参加者への飲食費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の構成員による会合の飲食費（会議の茶菓子、昼食代）
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・ チラシ、ポスター等の印刷 	
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送代等 	
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送金手数料等 	
謝礼	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体構成員以外に対する謝礼 	
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門知識を有する構成員が、当該専門知識を必要とする活動を実施する場合の人件費（その構成員の領収印のある領収書と人件費算出の根拠となる規定等が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の構成員に対する人件費（事務員の人件費）
交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に直接必要（普段の活動拠点から、活動場所への移動）となる交通費（領収書と交通費算出の根拠となる規定等が必要） ・ 講師との打合せ場所への移動 ・ イベント会場への移動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体メンバー同士の普段の打合せ場所への移動 ・ 必要備品の買い付けのための移動
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の経常的な活動に要する経費（加入団体への会費・総会経費）、 ・ 当該事業の実施に係る直接の経費と認められない経費、 ・ 領収書の日付が交付決定日より前の経費、 ・ 領収者が団体構成員となっている経費（構成員の立替払、私物使用料） ・ 備品購入費（令和8年度から対象外となりました）

※次の収入（事業収入）は、対象経費より差し引くこととします。

- ・ 入場料など参加者から得られる収入
- ・ 事業に伴う売上などの収入
- ・ この補助金以外で、申請事業に交付される国・県・市・公益法人からの補助金

5 審査方法

(1) 評価方法

アからオまでの審査基準ごとに得点を決定します。

審査員一人あたり100点満点とし、審査員の合計を最終得点とします。

(2) 審査基準及び各配点

審査基準	内容	配点	
		はじめの 一歩活動	テーマ型 協働活動
ア 公益性 有効性	瀬戸市の地域課題（まちの課題）の解決につながる公益性のある事業か。	30点	20点
イ 市民性	その事業支援に対し、広く市民の共感が得られるか。 市民が参加しやすい事業であるか。	20点	20点
ウ 実現性	事業計画の内容（実施方法、スケジュール、予算、人員）が明示されており、整合性がとれているか。	20点	10点
エ 持続性 発展性	助成終了後の自立に向けた将来展望が明確になっているか。	30点	20点
オ 協働の 効果性	団体自身と協働相手それぞれの得意分野や特性を活かし、相乗効果を期待できるか。		30点
合計		100点	

(3) 査定額の決定方法

各審査基準において、「基準を満たしていない」と判断された場合は不交付となります。また、「公益性・有効性」または「協働の効果性」において「再考が必要」と判断された場合も不交付となります。

① はじめの一歩活動部門

はじめの一歩の査定額は、申請額とします。ただし、最終得点の得点率が60%未満の場合は不交付とします。

② テーマ型協働活動部門

テーマ型の査定額は、申請額×評価率で決定します。評価率は、最終得点の得点率により下記のとおりランクごとに評価率を設定します。

ランク	最終得点率	評価率
A	90～100%	100%
B	80～89.9%	90%
C	70～79.9%	80%
D	60～69.9%	70%
E	～59.9%	0%

(4) テーマ型協働活動部門については、担当課が提案した最大募集团体数までを交付団体として決定します。

(5) 交付額の決定方法

査定額が交付額となります。ただし、両部門とも、全団体の査定額の合計が、各部門の予算額を超える場合は按分を行い、最終的な交付額を決定します。

(6) 審査結果は、後日、申請団体に通知するとともに、ホームページでも公表します。なお、各審査員の採点内容は公表しません。

6 スケジュール

□…団体提出 ☆…団体参加（必須） ◆…市からのご案内等
（1～7→令和8年・8～→令和9年）

1	1月7日（水）～1月28日（水）15時	<input type="checkbox"/> エントリーシート提出 （テーマ型協働活動部門のみ）
エントリーシート提出後、行政（協働相手の課）との打合せを行います。		

2	1月7日（水）～2月18日（水）15時	<input type="checkbox"/> 申請書類提出
<p>(1) 提出書類詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交付申請書（様式第1-1号） <input type="checkbox"/> 同意書（様式第1-2号） <input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第1-1号・別紙） <input type="checkbox"/> 会員名簿（任意様式） <input type="checkbox"/> 団体の活動概要及び活動年表のわかる資料（任意様式） <input type="checkbox"/> 団体の組織運営に関する定款、規約、会則等（任意様式） <input type="checkbox"/> 直近年度の事業報告書（任意様式） <input type="checkbox"/> 直近年度の収支決算書（任意様式） <p>(2) 提出方法 多様性協働課（パルティセと3階）の窓口へ1部提出。 ※ 提出のあった書類は返却いたしません。 ※ 申請書類は、審査会の会場での閲覧資料としますので、予めご承知おきください。</p> <p>(3) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（日曜を除く） ※ 土曜は瀬戸まちの活動センター（パルティセと3階）で、相談受付をいたします。</p> <p>(4) 提出様式の配布場所 ア 瀬戸まちの活動センター、多様性協働課 イ 瀬戸市ホームページからダウンロード（http://www.city.seto.aichi.jp/） ウ 3支所</p>		

3月上旬頃	◆ 審査会スケジュール送付
-------	---------------

3月下旬頃	◆ 事前質問送付
-------	----------

3	令和8年4月2日（木）	<input type="checkbox"/> パワーポイント提出
審査会（令和8年4月11日（土））で発表に使用するパワーポイントの資料を提出。		

4	～4月2日（月）	<input type="checkbox"/> 事前質問回答提出
書類の内容に関する審査員からの質問票に対する回答を提出。		

5	4月11日(土) 午前9時～午後4時(予定)	☆ 審査会(参加必須)
<p>(1) 交付決定方法 有識者等により構成された審査員の審査により交付決定します。 ア 書類審査(申請の際に提出いただく書類等の審査) イ 審査会での公開プレゼンテーションと質疑応答</p> <p>(2) 実施方法 ア 所定の時間内に発表(プレゼンテーション)を行っていただきます。 イ 手法等は問いませんので、時間内で工夫して活動内容を発表してください。 ウ パソコンとプロジェクターは事務局で用意いたします。 エ 発表のあと1団体ずつ審査員から質問しますので、簡潔にご回答ください。 オ プレゼンテーションに出席されない場合、申請を取り下げたものとみなします。</p> <p>(3) 審査基準及び審査結果決定方法は、「5 審査方法」参照</p>		

～4月17日(金)	◆ 交付決定送付
-----------	----------

6	(交付決定後速やかに)	<input type="checkbox"/> 口座振込依頼書の提出
<p>次に該当する団体は口座振込依頼書を提出。 (1) 初めて交付を受ける団体 (2) これまでに補助金等の交付を受けている団体で、口座の名義、金融機関の変更、代表者、代表者住所の変更がある団体</p>		

(随時)	◆ 各事業の視察、サポート
------	---------------

7	9月1日(火)～9月30日(水)	<input type="checkbox"/> 中間報告書の提出
---	------------------	-----------------------------------

令和9年1月上旬	◆ 活動成果報告会スケジュール送付
----------	-------------------

8	～1月29日(金)	<input type="checkbox"/> パワーポイント提出
活動成果報告会(令和9年2月)で発表に使用するパワーポイントの資料を提出。		

9	～1月29日(金)	<input type="checkbox"/> B紙(模造紙)提出
事業成果を市民の方に広く紹介するため、活動報告をB紙(模造紙)1枚にまとめて提出。活動成果報告会及びパルティセと3階に掲示いたします。		

10	2月中旬	☆ 活動成果報告会(参加必須)
事業成果を市民の方に広く紹介するため、活動成果報告会を行います。		

11	～2月26日(金)または、事業完了後30日以内のいずれか早い日まで	<input type="checkbox"/> 実績報告書の提出
----	-----------------------------------	-----------------------------------

12	「11」と一緒に提出	<input type="checkbox"/> 補助金請求書の提出
----	------------	------------------------------------

(随時)	◆ 確定通知・補助金振込
------	--------------

7 Q & A

(1) Q 事業実施前に補助金の請求を行うことはできますか？

A 可能です。ただし、実績額が交付額を下回った際、差額返還時の手数料は団体負担となりますので、できる限り実施後の請求をお勧めいたします。

(2) Q 前年度と比較して変更になった点はありますか？

A 以下の点に変更となりました。

	項目	新	旧
1	備品費	補助対象外	条件付きで補助対象
2	はじめの一步活動部門補助金額	上限8万円 (交付率最大9/10)	上限8万円 (交付率最大10/10)
3	テーマ型協働活動部門補助金額	上限30万円 (交付率最大10/10)	上限50万円 (交付率最大10/10)
4	交付額決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめの一步活動部門： 査定額＝申請額 ・テーマ型協働活動部門： 査定額＝申請額×評価率 ・予算を超えた場合は査定額で按分 ・最終得点率が60%未満は不交付 ・「公益性・有効性」又は「協働の効果性」の項目において0点の評価があった場合は不交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査員得点＋他団体評価加算 →協議により審査予算額決定 →最終得点の高い順に予算の範囲内で交付決定団体を決定 (補助金額は審査予算額に基づき決定) ・按分なし ・最終得点率が60%以下は不交付
5	はじめの一步活動部門補助団体数	上限なし	6団体まで
6	テーマ型協働活動部門補助団体数	テーマにより1又は2団体まで	2団体まで
7	審査員配点	審査基準、配点を変更	
8	申請書	各種書式を簡易化	